

平成22年5月7日

各 位

株式会社 三井住友銀行

米国監督当局による業務改善命令の解除について

平成22年5月6日、株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）及び同ニューヨーク支店は、平成19年1月22日付けで、ニューヨーク連邦準備銀行およびニューヨーク州銀行局から受領した「米国におけるマネー・ローンダリング防止態勢に関する業務改善命令 (Written Agreement)」の解除通知を受領いたしました。

本件は、米国監督各当局より、三井住友銀行及び同ニューヨーク支店におけるマネー・ローンダリング防止態勢が法令等の求める水準に達していることが、認められたものがあります。

三井住友銀行は、関係各国法令等を遵守し、引続き、マネー・ローンダリング防止態勢のより一層の充実、強化に努めてまいります。

以 上